

公立大学法人神戸市看護大学動物実験等規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第40号

公立大学法人神戸市看護大学動物実験等規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学動物実験等規程（2019年4月1日規程第108号）の一部を次のように改正する。

| (改正前) | (改正後) |
|---|--|
| <p>第1条～第5条 (略) (<u>動物実験委員会</u>の設置)</p> <p>第6条 大学における動物実験等に関する事項を審議するため、公立大学法人神戸市看護大学<u>動物実験委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第29条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p><u>動物実験・特定化学物質管理委員会</u></p> <p><u>動物実験・特定化学物質管理委員会</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、2025年4月1日から施行する。</u></p> |